



公益社団法人

**日本歯科技工士会**  
JAPAN DENTAL TECHNOLOGISTS ASSOCIATION

〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町 21-5  
TEL : 03-3267-8681 FAX : 03-3267-8650  
<http://www.nichigi.or.jp/>

プレスリリース カテゴリー：[歯科技工士法違反報道]

報道関係者 各位

## 大阪・吹田市の歯科技工士法違反事件の報道について

(2017年5月10日 午後5時)

2017年5月8日、大阪府吹田市における歯科技工士法違反事件に関する報道がありました。

歯科技工については、歯科技工士法第十七条により「歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。」と定められています。

本会は1955年の創立以来、歯科技工士法の順守と無資格者による歯科技工の防止を訴えてきました。

今後もこれまでの厚生労働省の通知に沿って、国民歯科医療の安全と安心のために、歯科技工士法違反には毅然と対応してまいります。

<参考>

NHK NEWS WEB 関西

<http://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20170508/3094851.html>

歯の詰め物 無資格で作ったか (5月8日 12時15分)

<添付>

1. 歯の詰め物 無資格で作ったか (NHK NEWS WEB 関西)  
※上記<参考>Webサイトを出力したもの
2. 歯科技工士法 (抜粋)
3. 歯科技工士法上の疑義について (厚生労働省疑義回答通知等)

<本件に関するお問い合わせ>

公益社団法人日本歯科技工士会 事務局 (担当: 大勝) までお願いいたします。

TEL : 03-3267-8681 FAX : 03-3267-8650 E-mail : [nichigi@info.email.ne.jp](mailto:nichigi@info.email.ne.jp)

<当会概要>

【名称】 公益社団法人日本歯科技工士会

【創立】 1955年9月24日

【代表者】 杉岡 範明 (すぎおか のりあき)

【目的】 歯科技工に関する知識及び技術の進歩発達を図るとともに、歯科技工の質の確保及び向上に係る事業等を推進し、歯科医療及び口腔保健等の増進に寄与する。

# 関西 NEWS WEB

大阪放送局 トップ

## 歯の詰め物 無資格で作ったか

05月08日 12時15分



大阪・吹田市の会社で、歯科技工士の資格を持たない従業員が、歯の治療に使う詰め物を作っていたことが分かり、警察は、この会社の社長や従業員など、あわせて6人を歯科技工士法違反の疑いで書類送検しました。

書類送検されたのは、大阪・吹田市の歯科技工士会社「サンエー」の

50歳の社長やパート従業員など、あわせて6人です。

捜査関係者によりますと、会社では、ことし1月、歯科技工士の資格を持たない女性のパート従業員2人が、歯の治療に使う金属やセラミックス製の詰め物を作っていたということで、社長ら6人は歯科技工士法違反の疑いが持たれています。

歯の詰め物などを作る作業は、歯科技工士の資格を持っていなければできませんが、少なくとも4年前から資格のない従業員に担当させていた疑いがあるということです。

捜査関係者によりますと、6人は容疑を認め、社長は「納期に間に合わせるために人手が必要だった。補助的な仕事なので無資格でもいいと思った」と話しているということです。

この会社は、関西を中心に200以上の歯科医院に、ほかの会社よりも1割ほど安い価格で歯の詰め物を納入していましたが、これまでに健康被害などの報告はないということです。

これについて、サンエーは「コメントできない」としています。

シェアする

### 関西のニュース

歯の詰め物 無資格で作ったか 5月8日 12時15分 動画 NEW

仏大統領選 株式市場に安心感 12時29分 NEW

午前中から夏日も 熱中症に注意 12時06分 動画 NEW

京都 修学旅行生を歓迎する催し 12時04分 動画 NEW

奈良公園 今年初の鹿の赤ちゃん 11時47分

男性に熱湯かけ死亡させる 0時40分 動画

東大寺 17年ぶり値上げ 7時05分 動画

### 全国のニュース

北九州市でアパート火災 6人死亡 12時10分

仏大統領選 マクロン候補勝利も国民融和が課題 11時53分

午前の株価 300円以上値上がり ことし最高値更新 11時57分

西～東日本で気温上昇 熱中症に十分注意を 12時13分

湖で不明の2人見つかる 1人は死亡確認 北海道 12時32分

あおぞら銀行 本店を上智大構内に移転 11時39分

官房長官 自民党総裁として改憲発言 議論進展を期待 12時33分

全国のニュースを見る

### 近畿の最新ニュース

滋賀 県とミシガン州 交流強化へ

京都 修学旅行生を京都駅で歓迎

兵庫 カーネーション出荷最盛期

奈良 鹿の赤ちゃん誕生 今年初

和歌山 ネット通販詐欺 被害相談急増

**公式Twitter**  
NHK大阪報道部 (@nhk-bknews)

【総合】月曜～金曜  
午後6:10～7:00  
News Hot Kansai

## ○歯科技工士法（昭和三十年八月十六日法律第百六十八号）

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

・

・

（中略）

・

・

### 第四章 業務

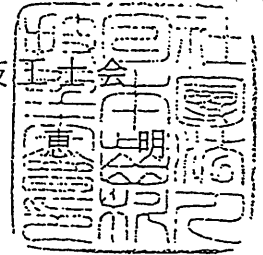
（禁止行為）

第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

社日技第164号  
平成6年9月2日

厚生省健康政策局齒科衛生課長 殿

社団法人 日本齒科技  
会 長 佐 野



齒科技工士法上の疑義について

平素より特段のご指導を賜わり厚く御礼申し上げます。下記の事項につき、貴省の見解を伺いたく照会いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

照会事項

齒科技工物の作成に係る一連の工程の一部における製作物を作成し、修理し、又は加工することは、当該製作物を「半製品」又は「中間製作物」等と称したとしても、齒科技工士法第2条第1項にいう「齒科技工」に該当するものであり、齒科医師又は齒科技工士のみが適法に行うことができると解されるが、如何か。

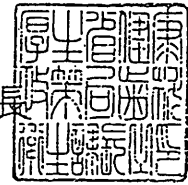
齒 第 2 4 号

平成6年9月9日

社団法人 日本歯科技工士会

会 長 佐 野 恵 明 殿

厚生省健康政策局歯科衛生課長



歯科技工士法上の疑義について（回答）

平成6年9月2日付社日技第164号により照会のあった標記について、  
下記のとおり回答する。

記

貴見のとおりである。